

会 議 録

1. 開催状況

- (1) 会議名 令和5年度第4回木更津市介護保険運営協議会
- (2) 日 時 令和6年2月8日(木) 午後3時30分から午後4時00分まで
- (3) 議 題 (1) 木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について
- ① 介護保険運営協議会委員及び市民からの計画書(素案)に対する意見・要望等について
 - ② 意見公募時の計画書(素案)からの主な変更点について
 - ③ 介護保険料について
- (4) 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室E
- (5) 出席者 委員：比連崎委員(副会長)、山口委員、斎藤委員、大野委員、鎌田委員、川俣委員、山田委員、江澤委員、天野委員、中畑委員、石井委員(出席11人)
- (欠席) 天野委員(会長)、永原委員、若林委員、杉船委員、刈込委員
- 事務局：清水福祉部長、山本課長、長谷川課長補佐、加藤係長、染谷主任主事、玉木主任主事、手嶋主事
- (6) 傍聴人 0人

2. 会議概要

議 長： それでは、附属機関設置条例の規定によりまして、副会長が会長の職務を代理するということですので、ここからは私が進行役を務めて参ります。

それでは議題に入ります。(1)木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)についてです。

このことについて、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議題1 木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)のうち、①介護保険運営協議会委員及び市民からの計画書(素案)に対する意見・要望等について及び②意見公募時の計画書(素案)からの主な変更点についてご説明いたします。

まず、①介護保険運営協議会委員及び市民からの計画書(素案)に対する意見・要望等についてでございますが、素案につきましては、これまで前回の令和5年度第3回介護保険運営協議会、木更津市議会教育民生常任委員会協議会、そして意見公募におきましてご意見等を頂戴する機会を設けてきたところでございます。

意見公募を令和5年12月14日から令和6年1月12日まで実施したところ、本件に関するご意見等はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

続きまして、②意見公募時の計画書(素案)からの主な変更点についてでございますが、先日送付しました資料1 計画書(素案)からの主な変更点についてをご覧ください。前回の協議会で使用しました資料の素案をお持ちいただきました委員におかれましては、そちらも併せてご覧ください。説明にあたっては、基本的に今回お配りしました資料1を参照いたします。

資料でございますが、表紙には変更箇所と変更内容、素案時のページをまとめており、2枚目以降は左側に変更前である素案、右側に变更后である計画案の内容を掲載しております。

1ページ目は、要介護者等のサービス利用状況について、素案時点では令和5年9月の数値が確定しておりませんでしたので、この度更新したものとなっております。

2ページから9ページにかけまして、各施策の指標や文言において、庁内での意見などを踏まえ、更新しているところでございます。なお、変更の関係でページずれが数か所ございます。資料1の4ページの変更前に記載している③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援は計画案の89ページに記載しておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

10ページから13ページでは、人口の推計等につきまして、上位計画である第3次基本計画の数値を使用することとしたため、各種数値の更新を行ったところでございます。

14ページから17ページでは、制度改正の影響やサービスの利用見込みの精査に伴い、最終的なサービス見込み量に更新したものでございます。

18ページから22ページでは介護報酬改定等の情報が確定しましたので、事業費の見込みや基金の取り崩し額、保険料収納必要額などについて確定した数値に更新いたしました。保険料の額等につきましては、介護保険料係長よりご説明いたします。

議題1の③介護保険料について、ご説明いたします。

まず、この介護保険料につきましては、本協議会においてご審議いただき、承認を得たのち、令和6年3月市議会にて木更津市介護保険条例の一部改正として上程し、ご審議いただき、正式に決定するものとなります。

内容につきましては、今回お配りしました資料1及び資料2を基にご説明いたします。

はじめに、資料1の21ページをご覧ください。介護保険料基準月額につきましては、最終的な金額として5,795円となりました。

第8期計画と比較しますと、5,580円から5,795円の215円、3.9%の増加となりました。

次に、所得段階別の保険料額について、資料1の22ページ及び資料2の介護保険料新旧比較表を用いてご説明いたします。

資料1の22ページをご覧ください。保険料額につきましては、基準月額となる5,795円を1.2倍して100円未満を切り捨てた額である第5段階の69,500円を年額の基準額として、それぞれの保険料率を乗じて、100円未満を切り捨てた額が所得段階別の保険料額となっております。

次に、資料2介護保険料新旧比較表をご覧ください。左側に第8期計画、右側に第9期計画の国と市の所得段階、対象者、保険料率と、市の保険料年額を記載しております。

第9期計画では、国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るために見直しをし、国の現行の9段階から13段階に多段階化し、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げて、新設された第10段階から第13段階の割合を現行の9段階の割合と比べて高く設定し、所得の少ない者の負担軽減を図り、所得の少ない者に係

る公費による減額賦課に係る基準を引き下げました。

本市では、既に国が示す標準段階9段階を14段階に細分化しており、今回の国の改正を踏まえて介護保険料を決めております。

介護保険料新旧比較表をご覧くださいますと、第1段階から第3段階までの保険料率と保険料の欄について、2段書きとしておりますが、上段が低所得者の介護保険料軽減強化として公費による軽減が行われる前のもの、下段が低所得者の軽減が行われた後のものを記載しております。低所得者の第1段階の方の割合は、軽減後の欄を見ていただきますと、第8期計画の0.28から第9期計画では0.274へと割合を下げております。第2段階、第3段階の方も同じく割合を下げております。

次に、第4段階から第7段階の方の割合は、市民税課税者がいる世帯でも本人が非課税であることや、低所得者であることから据え置きといたしました。

最後に、第8段階から第14段階の方の割合は、現行の割合と比べ高く設定することにより、所得の少ない方への負担軽減を図るものとしたしました。

説明は以上となります。

議長： ただ今説明がありました、質問等ございますか。

鎌田委員： 質問ではないのですが、資料1の8ページですが、新しく移動・交通手段の主要施策を加えていただいている非常に良かったと思います。タイトルですが、他の施策は充実や推進などになっておりますので、アクションを起こすような、交通手段の充実や拡充の推進などの方が良いのではないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。再度協議いたしまして、確定の際に変更できるようにしていきたいと思っております。

議長： 他に何かありますでしょうか。それでは、無いようですので、木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、承認することに異議等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

異議等ないようですので、木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）については承認するものとします。以上で本日の議題は全て終了となります。スムーズな進行にご協力ありがとうございました。それでは、事務局お願いします。

事務局： 比連崎副会長ありがとうございました。

本日は第9期介護保険事業計画案につきましてご審議いただきありがとうございました。今後の予定についてお知らせいたします。本計画につきましては、市長決裁により3月の策定を予定しております。先ほどの事務局説明と重複しますが、介護保険料に関する条例改正が議決された後となりますので、3月下旬頃になろうかと思います。

委員の皆様にはこの度策定した計画書及び概要版につきまして、納品され次第お送りしたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

令和5年度の協議会開催は今回が最後となります。令和6年度の第1回の開催は6月ごろに令和5年度介護保険事業及び8期計画の取組事業評価結果の報告を予定しておりますが、日程が決まり次第改めてご連絡させていただきます。

以上をもちまして本日は終了いたします。皆様ありがとうございました。